

令和4年度指定管理者評価シート

1 管理運営の状況等

(1)施設名	桜環境センター余熱体験施設
(2)施設概要	①所在地 さいたま市桜区新開4丁目2番1号 ②施設の設置目的 桜環境センターで廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーの有効な利用状況を体験でき、市民の健康の維持及び推進を図る。 ③施設の概要 大浴場、岩盤浴、ウォーキングプール、トレーニングルーム、娯楽室、レストラン
(3)指定管理者	株式会社エコパークさいたま
(4)指定期間、指定管理料	①指定期間 平成27年4月1日～令和12年3月31日 ②指定管理料 令和2年度 226,108千円、令和3年度 226,108千円、令和4年度 226,108千円
(5)施設の管理運営の内容	①運営業務の状況(利用状況含む) ◇利用状況 ・利用者数 209,636人(前年度184,099人) ・稼働率—%(前年度—%) ◇業務実施状況 ・大浴場 :休館日、臨時休館期間を除き営業 ・岩盤浴 :大浴場営業日に入場人数を半分(8名)にして営業 ・ウォーキングプール :休館日、臨時休館期間を除き営業 ・トレーニングルーム :休館日、臨時休館期間を除き時間制限及び人数制限の上営業 ・スタジオ :休館日、臨時休館期間を除き人数制限を設けて営業 ・娯楽室 :全日休業 ・レストラン :休館日、臨時休館期間を除き時間短縮営業 ②維持管理業務の状況 ・余熱体験施設の運営及び清掃
(6)収支状況	①収入 ・指定管理料 226,108千円 (前年度226,108千円) ②支出 ・人件費 110,457千円 (前年度 99,896千円) ・事務費 11,739千円 (前年度 10,102千円) ・施設管理費 22,190千円 (前年度 13,842千円) ・事業費 25,194千円 (前年度 25,320千円) ・光熱水費 52,022千円 (前年度 48,552千円)
(7)利用者アンケート等による市民からの意見・要望等への対応	アンケート集計を月次報告書に添付し、対応について報告しています。また、アンケートのご意見に対する回答を館内に毎月掲示しています。
(8)その他	

2 提案内容の達成状況

(指定管理者から提案のあった項目の達成状況)

提案内容	達成状況
レストランメニュー	さいたま市民の日限定でふかひれラーメンを販売しました。季節ごとにメニューを変え、利用者様を飽きさせることの無いよう、季節感を出せるよう工夫しました。
スタジオプログラム	コロナ禍ではありましたが、講師の方と協議の上、密にならないよう人数を制限して4月より運営を再開しました。 利用者様に体を動かせる喜びを感じていただけるよう心掛けた結果、令和4年度は1,015回開講し、延べ4,675名の方にご参加いただいております。
岩盤浴の一部再開	令和4年度は人数制限を行った上で再開しました。 通常定員16名のところ、8名までの入場規制をすることにより、お客様に安心してご利用いただけるよう工夫しました。

3 評価

(1) 指定管理者による評価

令和4年度の入館者数は前年度に比べ114%と増加し、209,636名の方にご利用いただきました。
1日の平均ご利用者様数は前年度約590名から本年度は672名様と増加しており、多い日には1,000名様を超えるご来館をいただきました。1月に施設故障を原因とした長期休館がありましたが、徐々に利用される方々の新型コロナウイルス感染症への認識も変化し、前年度より多くの方が外出をされるようになった結果だと推察されます。また、前年度より変更のあった利用方法(時間短縮撤廃等)の告知に努め、利用者される方々が混乱することのないよう、館内放送による呼びかけや館内掲示物、職員の巡回などを行いました。
スタッフ教育としては、応急手当研修の他に避難訓練も実施し、利用者様の避難・誘導を中心に通報・避難の手順、関係者間の連携を確認し、万一の場合に備えました。

(2) さいたま市の評価(評価担当課:環境局施設部環境施設管理課)

総合評価 (B) ※A~D

- ・施設利用者の9割以上が高齢者であるため、様々な新型コロナウイルス感染症対策を検討し、入念に実施できていた。
- ・利用者の安全確保のため、災害等が発生した際に適切に対応するため、応急手当研修や避難訓練を実施し、安全管理体制の強化が図られている。
- ・施設の維持管理について、適宜、設備メンテナンス、定期的な館内清掃を実施できている。
- ・財政援助団体等監査実施時には、提出要求のあった書類等を速やかに提出できており、指摘事項に対しても適切に対応ができている。

以上のことから、市民への利用促進、適正な維持管理における成果があったと評価できる。

(3) 来年度の管理運営に対する指導事項等

- ・令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に位置づけられることから、円滑かつ速やかに施設の利用制限等をなくし、通常の営業体制に移行できるように準備を行うこと。
- ・利用者が増加することが想定されるため、適切に対応できるように管理運営体制の見直しを行うこと。
今後も快適な施設利用ができるよう、適切なモニタリングを行い、必要な指導を行っていく。